

年金 だより



国民年金付加年金制度のお知らせ

●国民年金付加年金制度とは

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

(1) 納めることができる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

(2) 付加年金額

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めていた場合の年金額は次のとおりとなります。

$$200円 \times 480月(40年) = \underline{96,000円}$$

なお、付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

●お手続き

三種町役場または年金事務所に付加年金申出書がございますので必要事項を記載の上ご提出ください。

●付加保険料の納め方

①月々の保険料を納付書で納める場合

後日送付される付加保険料込みの納付書でお近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。

②国民年金保険料を前納で納付済みの場合

後日送付される付加保険料の納付書でお近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。

③月々の保険料を口座振替(クレジット)で納める場合

ご指定の口座から、付加保険料込みの金額が引き落としされます。ただし、金融機関等への手続き関係で、申出後1か月から2か月は付加保険料の納付書でお近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めていただく場合もございます。

●付加保険料を納める際の留意点

- ・付加保険料は申出した月分からお支払いしていただくことになります。
- ・付加保険料の納期限は、翌月末日(納期限)と定められております。
- ・納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- ・国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- ・月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合及び年末の納期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。



◆問い合わせ先

秋田年金事務所 ☎018-865-2392
琴丘総合支所地域生活係 ☎87-3516

健康推進課国保年金係 ☎85-2137
山本総合支所地域生活係 ☎83-2115



内科・外科・消化器内科

クリニック蒼きもり

内視鏡検査(胃カメラ)承ります【要予約】

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝祭日
9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	休診
14:00~18:00	○	○	○	○	○	休診	休診



通院にお困りの方はご相談ください。

☎0185-74-5885

〒018-2407 三種町浜田字東浜田137-1

院長：東海林茂樹

